一緒に考えよう！「町制」と「市制」

第3回「市と町の違いについて」②

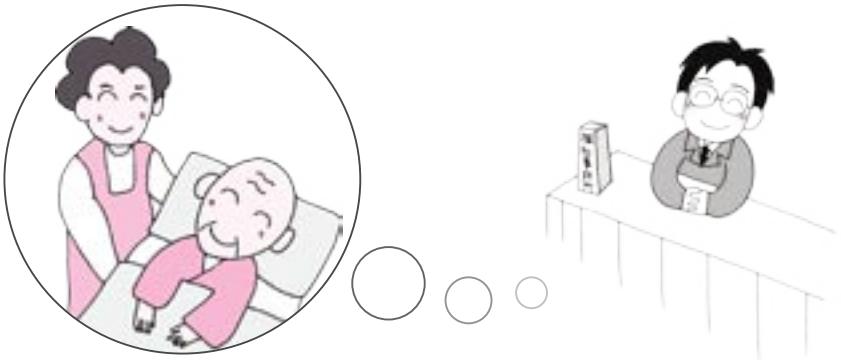

「町制」と「市制」について5回シリーズで皆さんに紹介するコーナー、一緒に考えよう！「町制」と「市制」。第3回目となる今回は、市になった場合の財政負担と税負担について紹介します。

財政負担はどうなるの

前号の第2回目のコーナーで紹介したように、市になると福祉事務所の設置が義務付けられるため、福祉などの行政サービスは向上します。しかし、こうした事務を行うために毎年必要となる事業経費も同時に増えることになります。また町から市への名称の変更や住所表記の変更により、公共施設の看板や印刷物などの修正、コンピューターのシステム修正などの経費も一時的に必要になります。そして、これらの必要経費は、皆さんから納めていただく税金や国・県からの支出金でまかなっていくことになります。

一般財源において、市になった場合に毎年必要となる経費と市に変わる当初一年間のみ必要となる経費の増を、平成17年度の予算をベースに概算で計算した結果は、下の表1のようになります。

◆表1 町から市になった場合の財政負担

経費／業務等	経常的経費（毎年必要な経費）		一時的経費（当初1年のみ必要な経費）	
	事業費増（一般財源ベース）	主な使い道	事業費増（一般財源ベース）	主な使い道
福祉関係	1億4,700万円	・福祉事務所の設置 ・県負担割合の変化	1,000万円	・内容変更の通知など
教育関係	500万円	・県指導主事の受入	900万円	・学校備品などの修正
看板・印刷物関係	—	—	5,300万円	・公共施設看板の修正 ・各種印刷物の修正
コンピューター関係	—	—	1億5,700万円	・システム修正など
各種団体関係	300万円	・加入負担金などの増	3,200万円	・団体備品などの修正
計	1億5,500万円	—	2億6,100万円	—

●皆さんの意見をお聞かせください●

	掲載予定号	テーマ
第4回	9月15日号	国勢調査と町の歩み
第5回	10月15日号	市と町の違いについて③

▶問い合わせ＝市制準備室
☎(32)8013　FAX(32)2165
✉shisei@town.aichi-miyoshi.lg.jp

「単独のまちづくり」を進める三好町では、「町制」と「市制」について広報6月15日号から5回シリーズで紹介し、町民の皆さんと一緒に考えていきます。

今後のまちづくりについて考えてみませんか。

第３回　市と町の違いについて②

税負担はどうなるの

「市になると税金が高くなるの?」と多くの皆さんが疑問を持っていると思います。また一昨年に行った「合併に関するアンケート」では、単独で町と答えた人の理由として「市になると税負担が増えるから」という回答が多くありました。そこで、現行の税制度で市になった場合に「税負担」がどのように変わるのか紹介します。

税金の種類

税金は住みよい地域社会を築くための費用を、住民の皆さんに広く負担していただくもので、国に納める所得税などの国税、県に納める自動車税などや、市町村に納める住民税、固定資産税などの地方税に分けられます。

現在、三好町に納めていただいている町税は7種類あります。（表2）

市になると

税金には、税額が一律で決まっているものや収入金額、土地や建物などの評価額から計算されるものなどがあります。町が市になることで、収入金額を基に税額を計算する所得税や住民税などは変わりません。しかし、固定資産税や都市計画税、国民健康保険税の資産割額については税額が変わることがあります。

◆表2 町税の種類と市になった場合の税負担の違い

税　目	税負担
住民税	同一
軽自動車税	同一
固定資産税	増加（市街化区域農地のみ）
都市計画税	増加（市街化区域農地のみ）
国民健康保険税	増加（市街化区域農地にかかる資産割額のみ）
町たばこ税	同一
特別土地保有税	同一

●住民税（市町村・県民税）について

個人の住民税は、所得金額に応じて額が変わる「所得割」と、それぞれが一定の額を負担する「均等割」があります。所得割は前年の所得金額から計算されるため町が市になっても変わりません。また市・町民税の均等割は年額3、000円、県民税の均等割は年額1、000円で市町村同一の金額です。そのため三好町が市になっても、住民税は変わりません。

●固定資産税・都市計画税について

三好町の固定資産税の税率は1・4%、都市計画税は0・3%で町と市の違いはありません。なお毎年、税法に基づく税負担の調整措置により税額が変わることがあります。

三好町の都市計画区域は、優先的、計画的に市街化を進める「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分されています。この区分のことを一般的に「線引き」といいます。

町が市になることで建物や住宅地などの税金が増えることはありません。

しかし、市街化区域内にある農地については、課税方法が変わります（6ページ表3）。町の場合、市街化区域内の農地は市街化農地の課税となっていますが、市になると原則として宅地並み課税となり税負担が増えます。ただし、500㎡以上の一団となった農地など、一定の要件を満たし「保全する農地」として「生産緑地地区」に指定された農地については、市街化調整区域内の農地と同様の課税となり税負担を軽減できます。しかし、その場合は農地以外の利用ができないといった規制などを受けることになります。詳しくは6、7ページをご覧ください。

以上が市になった場合に生じる、税負担の主な変更点です。

写真は生産緑地のイメージ写真です

町が市になった場合の農地に対する課税と生産緑地制度について

農地に対する課税

三好町が市になると三大都市圏の特定市（首都圏、近畿圏、中部圏にある市などのこと）に該当することになり、市街化区域内にある農地が図1のように区分されることになります。そして、この農地の区分ごとに税額などの計算方法が異なります。

また農地に対する固定資産税・都市計画税の評価と課税方法を、町と市の場合で比較すると表3のようになります。なお、市街化区域内農地（特定市街化区域農地）の固定資産税と都市計画税の税額の計算方法は、下記のとおりです。

■図1 市になった場合の市街化区域内農地の区分

- 市街化区域内農地（特定市街化区域農地）
  - 宅地化する農地 ― 計画的な宅地化推進
  - 保全する農地
    - 生産緑地地区の指定
    - 市街化調整区域への編入（逆線引き）

◆表3 農地に対する固定資産税・都市計画税の課税方法

	町	市	
市街化調整区域内農地	・農地評価 ・農地課税		
市街化区域内農地	・宅地並み評価 ・農地に準じた課税	生産緑地地区に指定しない農地（宅地化する農地）	・宅地並み評価 ・宅地並み課税
		生産緑地地区に指定された農地（保全する農地）	・農地評価 ・農地課税

※相続税の納税猶予・免除制度の特例の適用は、従来どおりです。

●特定市街化区域農地の固定資産税（税率 1.4%）・都市計画税（税率 0.3%）の税額の求め方

次のアまたはイのうち、いずれか少ない額になります。

ア・特定市街化区域農地の評価額 × 1/3（都市計画税は 2/3） × 税率

ただし、市制により新たに特定市街化区域農地となった当初４年度間は、次式により算出します。

・特定市街化区域農地の評価額 × 1/3（都市計画税は 2/3） × 右の表4の率 × 税率

イ・前年度の課税標準額（※1） × 右の表5の負担水準（※2）の区分に応じた負担調整率 × 税率

なお、イの額を算出する場合、負担水準が0.8以上の土地と負担水準が0.5以上で価格下落率が0.15以上の土地については、前年度の税額に据え置いた額となります。

※1 課税標準額は、土地などの固定資産を評価して価格を決定した後、その価格を基に算定されます。上記イの場合は、前年度の賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなした課税標準額になり、過去から再計算して算出するため、現在の市街化区域農地とは課税標準額が異なります。

※2 負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示し、上記イの場合は次の算式で求められます。
負担水準＝前年度課税標準額 /（新評価額（当該年度の評価額）×1/3（都市計画税は2/3））

◆表4

年　度	率
初年度目	0.2
2年度目	0.4
3年度目	0.6
4年度目	0.8

◆表5

負担水準	負担調整率
0.4～0.8	1.025
0.3～0.4	1.05
0.2～0.3	1.075
0.1～0.2	1.1
～0.1	1.15

●平成17年度が市制の初年度となったとして試算して、町の場合と比較すると

※税額は各筆の地形や負担水準などの条件によりそれぞれ異なるため、ここでは１つの事例（1,000㎡当たり）として固定資産税と都市計画税を合計した税額の動きを概算で算出しています。

◆事例Ａ「ある田（17年度の負担水準0.2超）」 単位：千円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
町 ①	89	98	108	119	128
市 ②	38	77	115	145	146
②-①	▲51	▲21	7	26	18

・町の場合は、負担水準に応じてなだらかに税負担が増えます。
・市になると、当初２年度は町の場合よりも税負担が減りますが、その後は町の場合よりも税負担が増えます。

◆事例Ｂ「ある畑（17年度の負担水準0.2超）」 単位：千円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
町 ①	89	98	108	119	130
市 ②	43	86	128	156	157
②-①	▲46	▲12	20	37	27

・町の場合は、負担水準に応じてなだらかに税負担が増えます。
・市になると、この畑の事例では当初２年度は町の場合よりも税負担が減りますが、その後は町の場合よりも税負担が増えます。

◆事例Ｃ「ある畑（17年度の負担水準0.2未満）」単位：千円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
町 ①	80	88	97	107	117
市 ②	90	180	202	207	212
②-①	10	92	105	100	95

・町の場合は、負担水準に応じてなだらかに税負担が増えます。
・市になると、この畑の事例では町の場合の税負担がもともと低いため、事例Ｂよりも税負担の増加が急になります。

◆生産緑地地区に指定された農地 単位：千円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
田	2	2	2	2	2
畑	1	1	1	1	1

市制により特定市街化区域農地が生産緑地地区に指定されると、その農地は市街化調整区域内の農地と同様の農地課税となります。そのため、生産緑地地区に指定されていない市街化区域内の農地と比べ、税負担が軽減されます。

■図2 生産緑地制度の概要

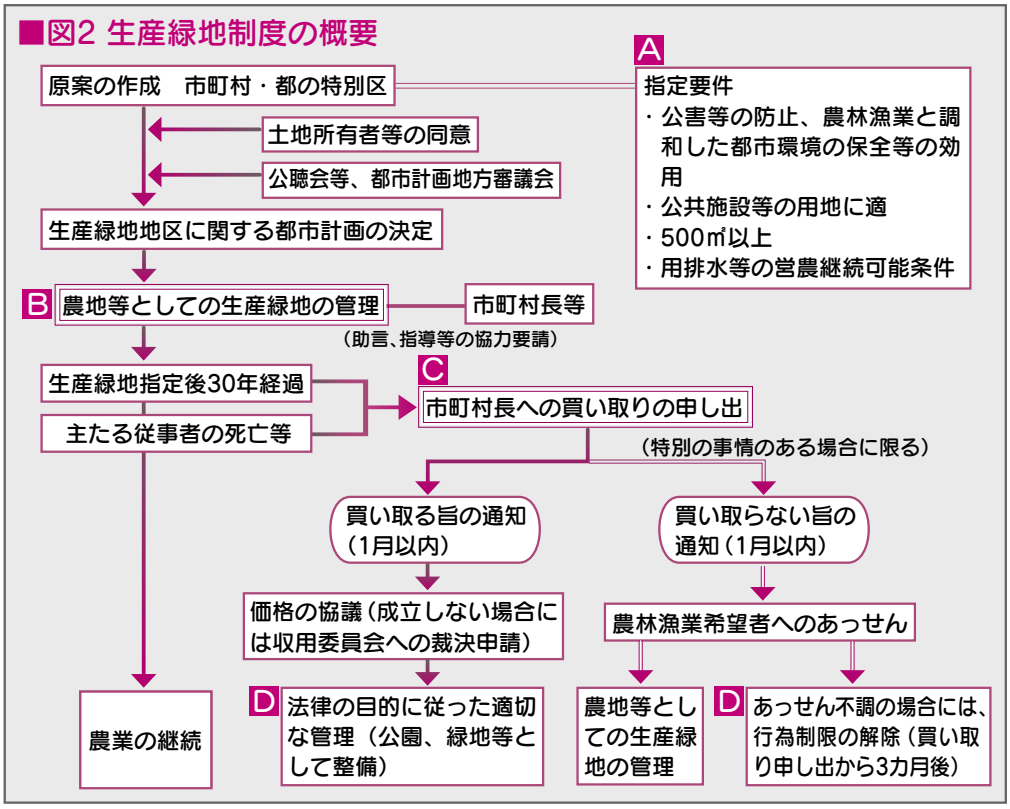

生産緑地制度（法制度）

●生産緑地制度の意義

生産緑地制度とは、市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度です。（図2）

三大都市圏の特定市の市街化区域内農地は「宅地化する農地（より計画的な住宅宅地供給を促進する観点から、その積極的な活用を図る農地）」と「保全する農地（農業と調和した形で都市の良好な生活環境を確保する観点から、その計画的・永続的な保全を図る農地）」に区分されることになります。（6ページ図1）

●生産緑地地区の指定要件（図2のA）

市街化区域内にある現に農業の用に供されている農地で、次のすべての要件を満たす必要があります。

①農業が営まれていることで、公害や災害防止、都市環境の保全といった生活環境機能としての役割を果たしていること。
②将来、公園や緑地などの公共施設などの敷地として適していること。
③面積が一団で500㎡以上の農地であること。
④農業の継続が可能であること。
⑤ほかの都市計画事業に支障をきたすことのないこと。

●生産緑地地区の管理（図2のB）

農地として管理することが義務付けられ、農地以外の利用ができなくなります。そのため、建物の建築や土地の形質の変更などの行為は許可されません。ただし、町長（市長）の許可を受けた一定の農業用施設（ビニールハウスなど）は可能です。

●買い取り申し出（図2のC）

次のいずれかの場合、生産緑地地区に指定された土地を買い取るように町長（市長）に対して申し出ができます。この場合、町長（市長）は特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとされています。

①生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき。
②農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたりしたとき。

●指定解除（図2のD）

基本的には生産緑地地区の指定を解除することはできませんが、次のいずれかの場合は、指定が解除されます。

①生産緑地の買い取り申し出の日から3カ月以内に所有権移転（相続などによる移転を除く）が行われなかった場合。
②公共施設などの敷地（用地）となった場合。
③①、②の解除によって、残った農地では、生産緑地地区の指定要件を満たさなくなった場合。

生産緑地地区の指定などの考え方

市制に移行する場合、生産緑地制度の公平性を高め適正な運用を行うために、また将来の三好に過大な財政負担を残さないため、妥当性のある明確な指定基準などを検討していきます。